

# KENSHIN

## NEWS LETTER

各 位

令和元年 10 月 2 日

### 「あんしんセレクト(団体総合生活保険)」の取扱開始について

長野県信用組合(理事長:黒岩 清、本店:長野市)は、令和元年 10 月 1 日より施行となる「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」により、加入が義務化される自転車損害賠償保険等へのお客さまニーズに対応するため、下記のとおり、団体総合生活保険の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取扱開始日

令和元年10月15日(火)

#### 2. 取扱商品

| 商品名                | 引受保険会社         |
|--------------------|----------------|
| あんしんセレクト(団体総合生活保険) | 東京海上日動火災保険株式会社 |

#### 3. 商品概要

当組合を契約者、当組合で普通預金口座をお持ちの個人のお客さまを被保険者とする団体保険です。基本補償(傷害補償・個人賠償責任補償)と選択補償(年金払介護補償)からなる保険で、今回加入が義務化された自転車損害賠償保険等は、当該保険の基本補償部分(個人賠償責任補償)に該当します。

|      |                        |       |  |   |
|------|------------------------|-------|--|---|
| 基本補償 | 傷害補償                   | 入通院   | 1日以上4日以下<br>(治療給付金)  | 国内外での急激かつ偶然な外来の事故により、ケガで入院または通院し、治療日数の合計が1日以上4日以内となった場合に所定の給付金をお支払いします。                           |
|      |                        | 傷害一時金 | 5日以上<br>(入通院給付金)   | 国内外での急激かつ偶然な外来の事故によりケガで入院または通院し、治療日数の合計が5日以上となった場合に、傷害の部位・症状に応じて所定の入通院給付金の1倍・3倍・5倍・10倍の額をお支払いします。 |
|      | 死亡・後遺障害                |       | ケガで死亡・後遺障害になった場合に一時金をお支払いします。  |   |
|      | 個人賠償責任補償               |       | 国内外での日常生活において、自転車に乗っていて他人にケガをさせたり、国内で他人から借りた物を国内外で壊したり等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(業務中に従事している間の事故は対象外です。) |   |
| 選択補償 | 年金払介護補償<br>(認知症アシスト付※) |       | 保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態となったその日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。                |   |

※ 認知症アシストとは、①脳機能向上トレーニング・②認知症介護電話相談・③捜索支援サービス・④「認知症の人と家族の会」紹介サービスを指します。

#### 4. 加入できる年齢及び被保険者の範囲

| 補償内容     | 加入できる<br>預金者の年齢 | 被保険者の範囲<br>(保険の補償対象者)                        |
|----------|-----------------|--|
| 傷 害 補 償  | 満15歳以上          | 預金者本人  |
| 個人賠償責任補償 |                 | 預金者本人とその配偶者<br>預金者本人または配偶者の同居の親族※<br>別居の未婚の子 |
| 年金払介護補償  | 満40歳以上満79歳以下    | 預金者本人<br>(満40歳以上満84歳以下)                      |

※ 親族については、「6親等以内の血族および3親等以内の姻族」をいいます。

以上